

一 發生ノ場所 深川近東平井町三七一

一 事業主側

名 稱 木材乾燥工業株式會社

代表者 取締役社長(茨城縣進出民政堂前所長代議士) 高瀬梅吉

資本金 公称二十五萬圓、(全額拂込)

事業 木材乾燥加工 製材業

企業系統 +

使用労働者 男五十一名

一 労働者側

爭議参加労働者 男四十七人(製材部ノミ)

處 櫻 南栗木材屋業労働組合(全国労働)

爭議参加者中組合加入者 全員交渉ヲ委任セルニ未ダ組合ニ参加セズ

發生ノ時 六月一日

發生原因

負債、欠損等ニシ工場ハ極度ノ疲弊下ニ在リ経営ノ繼續困難ナ

リトシ五月廿七日従業員代表小林融泉外十名ノ招キ窮状ヲ

訴ヘ「事務費ハ會社側ニ於テ負担シ工場ニ設備ニシ貸與スル

ニ付職工管理制トセシレ度シレト工場改革案ヲ提唱シ其ノ後

二回ノ交渉アリタルニ従業員側ハ妥協ヲ作ケ六月一日藤田常

務園支那人ヨリ合様ノ諒解ニ努メタルカ従業員側ノ容ル、所

トナラズ従業員ハ組合ニ交渉ヲ委任シ爭議ノ形態ニ入ル

一 要求事項並交渉状況

六月一日第四回ノ会見ヲ行ヒタルカ従業員側ハ「會社案ニ依

レハ約五割ノ値下(現在貸金平均一月六十銭)ニ相當スルヲ

以テ承認シ難シ現状維持ヲ爲サレ度シ」ト要求會社ハ「然ラ

ハ認可シ貸金ヲ低下セシメサレト、シ職工管理ノ方法ニ於

テ抗議シテハ如何」ト出ラタルヲ以テ代表等ハ一旦引上ケ全

従業員ニ諮リタルカ「條件底下ヲ招来スルヲ以テ絶対反對」